各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　　御 中

← 厚生労働省　老健局老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「科学的介護情報システム（LIFE）」の
電子請求受付システム利用に伴う経過措置について
計８枚（本紙を除く）

Vol.１２７６

令和６年６月１７日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111(内線３９４４、３９４５)
FAX：03-3595-4010

事　務　連　絡
令和６年６月 17 日

各都道府県介護保険主管課（室）　御中

厚生労働省老健局老人保健課

「科学的介護情報システム（LIFE)」の電子請求受付システム利用に伴う経過措置について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム（LIFE)」（以下「LIFE システム」という。）につきましては、「令和６年４月からの「科学的介護情報システム（LIFE)」の稼働等について」（令和６年４月 18 日付け事務連絡）でお示ししたとおり、令和６年４月 22 日（月）より新 LIFE システムの一部機能について稼働を開始しております。

新 LIFE システムの利用については、電子請求受付システム（介護）を利用するため、電子請求受付システム（介護）を使用した介護給付費の請求（以下「インターネット請求」という。）の利用が必要であることをお示ししているところですが、令和６年８月１日までにやむを得ない事情からインターネット請求の利用を開始できない事業所については、経過措置として管理ユーザアカウント情報を発行・郵送することといたします。

つきましては、経過措置の詳細について、下記のとおりお示しますので、各都道府県のご担当者におかれましては、内容についてご了知の上、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等へ周知いただくとともに、貴管内の介護事業者が可能な限り早期にインターネット請求へ移行できるようご協力をお願いいたします。

記

１．経過措置の内容について

新 LIFE システムをご利用いただくためには、電子請求受付システム（介護）にて認証を行い、管理ユーザの設定を行う必要があります。令和６年度介護報酬改定に対応した LIFE データは令和６年８月１日から登録が可能となりますが、手続きの遅延等のやむを得ない事情からインターネット請求が開始できない事業所であって、以下の条件のいずれにも該当する事業所については、当該事業所からの申請に基づき、管理ユーザアカウント情報（ID、初期パスワード）の発行・郵送を行い、インターネット請求に移行するまでの間の新 LIFE システムの利用を可能とします。

＜経過措置の対象となる事業所の要件＞

① 旧 LIFE システムを利用し、LIFE データの提出を行っていた実績があること。
※ 新規利用の事業所は対象外となります。
② 従前からＣＤ－Ｒ・紙により介護給付費の請求を行っていること。
※ 本経過措置を申請しようとする事業所が、ＣＤ－Ｒ・紙により介護給付費を請求しているか否かについては、必ず事業所の請求担当者にご確認ください。
③ 旧 LIFE システムで管理ユーザが利用していた端末を新 LIFE システムでも継続利用すること。
④ 以下のいずれかに該当すること。
⑴ 令和６年 12 月 31 日までにインターネット請求の利用の開始を予定していること。
⑵ 令和６年 12 月 31 日までに事業所を廃止済又は廃止予定であるが、LIFE データの提出が必要であること。

２．経過措置の申請方法について

以下の申請期間内に LIFE システムのお問い合わせフォームから LIFE ヘルプデスクへ申請を行ってください。申請受理後、管理ユーザのアカウント情報（ID、初期パスワード）を簡易書留にて郵送いたします。

＜申請受付期間＞
令和６年６月 17 日（月）～令和６年７月 15 日（月）
※ 申請受付の状況によっては、管理ユーザアカウント情報の発行・郵送までにお時間がかかる場合がありますので、お早めの申請をお願いいたします。

【LIFE ヘルプデスク お問い合わせフォーム】
経過措置の申請については、新 LIFE システムにアクセスし、ログイン前の「お問い合わせの方へ」から、経過措置の申請を行う旨をお問い合わせ内容に記載し、送信してください。

新 LIFE システム：アクセス先 URL
https://life-web.mhlw.go.jp/home

３．留意事項

○　新 LIFE システムは、管理ユーザのパスワードを紛失した場合、パスワードのリセットには電子請求受付システム（介護）の認証が必要となります。インターネット請求へ移行する前の時点で管理ユーザのパスワードを紛失した場合は、パスワードのリセットができなくなりますので、発行された管理ユーザアカウント情報（ID、パスワード）は厳重に管理・保管してください。

○　新 LIFE システムは、管理ユーザの端末を追加・交換する場合に、電子請求受付システム（介護）の認証が必要となります。そのため、インターネット請求に移行する前の時点で管理ユーザの端末を交換した場合は、新 LIFE システムのご利用ができなくなりますので、インターネット請求への早期の移行をお願いいたします。

○　本経過措置により、管理ユーザアカウント情報を発行する場合であっても、個人情報の移行には旧 LIFE システムのバックアップファイルが必要となります。そのため、旧 LIFE システムでのバックアップファイル取得をシステム停止予定日の令和６年７月 31 日（水）までに行ってください。

○　インターネット請求に移行した場合であっても、新 LIFE システムのバックアップファイルが無い場合は、データを復旧できなくなるため、新 LIFE システム利用開始後は、バックアップファイルは頻回に取得いただき、管理ユーザの端末以外にコピーしてください。

４．お問い合わせについて

①　経過措置に関するお問い合わせについて

経過措置に関するお問い合わせにいては、以下までお問い合わせください。

【LIFE ヘルプデスク　お問い合わせフォーム】

新 LIFE システムにアクセスし、ログイン前の「お問い合わせの方へ」から、お問い合わせください。

新 LIFE システム：アクセス先 URL

https://life-web.mhlw.go.jp/home

② 電子請求受付システム（介護）に関わるお問い合わせについて

電子請求受付システム（介護）の利用申請及び操作方法については、以下までお問い合わせください。

【共通ログインサポート窓口】
電話番号：0570-000-887
E-mail　：kyotsu-login@support-e-seikyuu.jp

以上

新LIFEシステム　移行経過措置のご案内

2024.06.17

新LIFEシステムの利用に当たっては、**インターネット請求の利用が必要**となります。

旧LIFEシステムを利用したことがあり、また令和６年８月１日までにやむを得ない事情で、インターネット請求の利用を開始できない事業所については、特定の条件を満たした場合に限り、**移行経過措置としてLIFEの管理ユーザ情報（ID・初期パスワード）等を発行・郵送**します。

移行経過措置　内容

【新LIFEシステム　**通常**の初回利用時の流れ】

通常、LIFE初回利用時には、**電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用（インターネット請求の利用）**が必要です

STEP 1　旧LIFEでバックアップファイル（個人情報ファイル）出力

STEP 2　新LIFEシステムにアクセス

STEP 3　**電子請求受付システム（介護）のID・パスワード**で認証

STEP 4　管理ユーザを設定、起動アイコンを入手

STEP 5　起動アイコンを起動し、管理ユーザで新LIFEシステムにログイン

【新LIFEシステム　**移行経過措置時**の初回利用時の流れ】

移行経過措置により、**電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用（インターネット請求の利用）なしでLIFEの利用を開始できます**

STEP 1　移行経過措置

移行経過措置の申請により、以下情報を郵送で受取
- 管理ユーザのID・初期パスワードの情報
- 起動アイコンのダウンロードURL

STEP 2　旧LIFEでバックアップファイル（個人情報ファイル）出力

STEP 3　管理ユーザで新LIFEシステムにログインし利用

ログイン後に旧LIFEのバックアップファイルから個人情報を移行

経過措置の申請条件

以下**①～④のすべてに該当**する介護事業者は、経過措置を申請することで、インターネット請求に移行するまでの間、新LIFEシステムを利用できます。

① 旧LIFEシステム利用実績	旧LIFEシステムでLIFEデータを提出したことがある
② LIFE利用端末	旧LIFEシステムで管理ユーザが利用していた端末を、新LIFEシステムでも継続利用予定である
③ 現状の介護給付費請求方法	現在CD-R・紙により介護給付費の請求を行っている
④ その他	令和６年12月31日までにインターネット請求を利用開始予定である または 令和６年12月31日までに事業所を廃止済 または 廃止予定だが、LIFEデータの提出が必要である

別添**「申請条件チェックリスト」**で、申請条件を満たしているかご確認の上、申請を行ってください。

経過措置の申請期限・申請方法

経過措置の申請期限は、**令和６年７月15日まで**です。

上の申請条件に該当し、経過措置の申請を希望する事業者は、新LIFEシステムの「お問い合わせの方へ」から、経過措置の申請を行う旨を問い合わせ内容を記載し、送信してください。

＜新LIFEシステム URL＞　https://life-web.mhlw.go.jp/home

留意事項

発行された管理ユーザアカウント情報（ID、パスワード）は、紛失しないよう厳重に管理・保管してください。

新LIFEシステムは、管理ユーザのパスワードを紛失した場合、パスワードのリセットには電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用が必要です。インターネット請求へ移行する前の時点で管理ユーザのパスワードを紛失した場合、パスワードのリセットができなくなります。

インターネット請求への移行前は、管理ユーザーの端末追加・交換ができません。早めにインターネット請求への移行をお願いします。

新LIFEシステムは、管理ユーザの端末を追加・交換する場合に、電子請求受付システム（介護）の認証が必要となるため、インターネット請求への早めの移行をお願いします。

旧LIFEシステムでのバックアップファイル取得は令和６年７月31日までに行ってください。

本経過措置により、管理ユーザのアカウント情報を発行する場合であっても、個人情報の移行には旧LIFEシステムからのバックアップファイルが必要です。旧LIFEシステムが停止する令和６年７月31日までに、バックアップファイルの取得をお願いします。

新LIFEシステム利用開始後は、バックアップファイルを頻回に取得ください。

インターネット請求に移行した場合であっても、新LIFEシステムのバックアップファイルが無い場合は、データを復旧できなくなるため、新LIFEシステム利用開始後は、バックアップファイルは頻回に取得いただき、管理ユーザの端末以外にコピーしてください。

別添　申請条件チェックリスト

新LIFEシステムの経過措置の申請を希望される方は、下の設問①～④のをご確認ください。

設問① 旧LIFEシステム利用実績

過去に旧LIFEシステムでLIFEデータを提出したことがありますか？

□はい　　□いいえ

設問② LIFE利用端末

旧LIFEシステムで管理ユーザが利用していた端末を、新LIFEシステムでも継続利用する予定ですか？

□はい　　□いいえ

設問③ 現状の介護給付費請求方法

現在、CD-R・紙により、介護給付費の請求を行っていますか？

□はい　　□いいえ

設問④ その他

以下、いずれかの状況に該当しますか？

- 令和６年12月31日までにインターネット請求の利用を開始する予定である
- 令和６年12月31日までに事業所を廃止済 または 廃止予定だが、LIFEデータの提出が必要である

□はい　　□いいえ

設問①～④すべてが「はい」の場合のみ、経過措置の申請が可能です。
「新LIFEシステム　移行経過措置のご案内」の「経過措置の申請期限・申請方法」に示すとおり、申請をしてください。